

## アイヌ農林漁業対策事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて

〔平成8年4月1日 構造改善局長通知〕  
〔8構改B第209号〕

最終改正 平成21年4月1日20経営第7177号

### 1. 附帯事務費

アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和51年6月12日付け51構改B第1339号農林事務次官依命通知）第2の5の（2）に係る経費につき補助するものとし、その内容等は、次のとおりとする。

#### （1）経費の内容

区 分	内 容
賃 金	日々の雇用者の賃金
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	指導旅費、調査旅費、検査旅費、連絡旅費
需 用 費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（事業計画の策定等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害保険料（ただし、補助事業で取得したものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借料、貸客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料

(2) 附帯事務費率

附帯事務費率	北海道分	市町村分	補助率
2. 1%以内	1. 7%以内	0. 4%以内	1 / 2 以内

2. 工事雑費

事業主体が事業の施行に伴い直接必要とする次の費用であって、原則として工事費の3. 5%を限度とするものとする。

区 分	内 容
賃 金	日々の雇用者賃金
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打ち合わせ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、修繕費、食糧費（事業計画の策定等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、公告料、雑役務費
委 託 費	測量、設計、登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貸客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料